

三鷹市立図書館資料収集基準

平成 22 年 6 月 16 日改定

平成 30 年 11 月 1 日改定

1 目的

この基準は、三鷹市立図書館資料収集方針（平成 30 年 11 月 1 日改定）に基づき、三鷹市立図書館における、資料収集の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 収集基準細目

本収集基準の規定を実施するうえで、必要な細目は別に定めるものとする。

3 選書会の役割

- (1) 選書会は、三鷹市立図書館（以下「市立図書館」という。）の職員により構成する。
- (2) 選書会は、三鷹図書館長（以下「館長」という。）に対して、市立図書館で受け入れする資料及びその分類の考え方その他関連事項について推薦を行う。
- (3) 選書会は、前項の推薦を行うにあたり、必要な協議を行う。その際、次の観点に基づいて個々の資料に対して判断を行う。
 - ア 三鷹市立図書館の基本的運営方針に則っているか。
 - イ 三鷹市立図書館収集方針・収集基準に則っているか。
 - ウ 市立図書館に所蔵されるべきか。
 - エ 市立図書館において何冊所蔵されるべきか。
 - オ 市立図書館においてどの利用対象・書架・分類に分類され、保管されるべきか。
 - カ 市立図書館のどこの館に所蔵されるべきか。各館の蔵書構成に照らして適切かどうか。
- (4) 協議をするにあたり、上位の観点に対する判断が下位の観点に対する判断に優先する。
- (5) 選書会の構成員は、市民に対する市立図書館の役割を考慮の上、誠実に議論を行うこと。協議の結論を見ない場合には当該資料の推薦を見合わせ、次回の選書会に議論の顛末を付して引き継ぐこととする。
- (6) 分館長は、各館で受入要求する資料について必要な確認作業等を行い、選書会が円滑に運営されるよう協力する。

4 全般的基準

- (1) 各分野において入門書及び概説書などを含む市民の学習、調査、研究、趣味、レクリエーション及び読書等に役立つ資料を収集する。また、学校教育の調べ学習で利用できる資料は積極的に収集する。
- (2) 資料を一般用図書資料、児童用図書資料（絵本、紙芝居を含む。）、おおむね13歳以上19歳以下の青少年を対象とした図書資料（以下「ヤングアダルト図書」という。）のどこに分類するべきかについては、登場人物の年齢、扱っている主題、描写の仕方、活字の大きさやルビの有無、装丁などを考慮したうえで判断し収集する。
- (3) 資料収集にあたっては、最新の情報が記述された資料を活用し、収集する。主な文学賞等受賞作品は収集する。
- (4) 著者、出版社、内容、資料的価値、改訂版、増補版などを十分に検討し収集する。学習参考書、資格試験等の問題集は収集しない。

また、三鷹市在住又は三鷹市に関係している著作者の著作物については、内容等を考慮したうえで、収集する。
- (5) 漫画については収集しない。ただし、学習用や解説用に漫画や漫画的表現を用いた資料については、各分類担当で検討して、厳選して収集する。
- (6) 演劇、映画、アニメーション、ゲーム、テレビ番組等を起源とする資料については、社会的評価を見極めて、厳選して収集する。単純に作品から流用した素材等で小説化（脚本をもとに

ノベライズしたもの。) 、絵本化 (場面等を切り張りしてセリフを付けて仕立てたもの) 等を行ったものについては収集しない。ただし、(4)の後段に該当する資料の場合には(4)の趣旨に照らして必要な資料を収集することができる。

(7) 資料が、音声・映像・画像その他データ等の媒体・URL、あるいは簡易な実験器具など、資料本体以外の付属物の利用が前提となって提供されている場合には、付属物がなくても所蔵資料として利用できるかどうか確認して収集を検討する。付属物がないと資料的価値がない、あるいは付属物自体が資料の本体である場合には、原則として購入しないものとする。

(8) 形態については、次の点に留意して収集する。

ア 紙質、印刷及び製本の状態から、長期の保存に耐えられるものであること。

イ 美術書や図鑑などについては、色やレイアウト等を十分考慮すること。

ウ 製本の粗雑なものは収集しない。

(9) 資料収集の考え方について

ア 資料収集にあたっては、常に三鷹市民全体に対する資料提供に留意し、館単位での蔵書構成にとられることなく、市立図書館として必要な資料を効率的に収集すること。

イ 重要度の表現について

三鷹市立図書館資料収集方針及び本基準における、資料収集の重要度については次のとおり定める。

(ア) 厳選して収集する

資料的価値、市立図書館全体の蔵書構成上の必要性、他館所蔵状況等を総合的に評価し、収集する資料を慎重に選定して、必要最小限の数を収集すること

(イ) 選択的に収集する

多様な出版情報をもとに資料を評価して、各館の蔵書構成上の必要に応じて、資料的価値の適切なものを選択して収集すること

(ウ) 積極的に収集する

多様な出版情報をもとに資料を評価して、当該資料群において価値のある資料が漏れないよう蔵書構成や予算の範囲内で、他の資料と比較して意識的・積極的に収集すること

5 一般用図書資料

(1) 0類 (総記：図書館、図書、百科事典、一般論文集、逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書)

ア 情報科学については、最新の情報が記述された資料を収集する。

イ コンピュータに関する資料は、ソフトウェアの解説書や入門書など基本的な技術書、実用書を幅広く収集する。

ウ 図書館に関する資料は、専門性が高い資料まで収集する。

エ 年鑑、名鑑等は、計画的、継続的に収集する。

オ 各種の目録、百科事典、書誌類、読書法について収集する。収集にあたっては、導入しているオンラインデータベースの種類に留意する。

カ ジャーナリズムに関する資料は、幅広く収集する。

(2) 1類 (哲学：哲学、心理学、倫理学、宗教)

ア 哲学、心理学、倫理学、思想書は、特定の思想・学派に偏ることなく代表的な著作を収集する。

イ 宗教に関する著作物については、特定の宗派に偏ることなく公平な立場で収集する。

ウ 人生訓、教訓については、厳選して収集する。

エ 心霊研究、易占いについては、科学的な視点をもって書かれた研究書や解説書、当該主題に関する古典的な資料について選択的に収集し、それ以外のものについては厳選して収集する。

(3) 2類 (歴史：歴史、伝記、地理)

ア 歴史は、通史、各時代史、各国史を合わせ内容が史実に基づき正確に記述されているものを収集する。

- イ 伝記は、被伝者についての記述が、客観的データに基づいた信頼性のあるものを収集する。
 - ウ 地図は、正確で信頼性が高い最新の資料を収集する。
 - エ 旅行ガイドブックは、最新のものを収集する。
- (4) 3類（社会科学：政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防）
- ア 社会科学に関する資料は、各テーマの社会情勢の変動に合わせて新しい事項が記述された基本的文献と時代を反映した文献を収集する。
 - イ 社会思想については、古典的著作物や社会情勢の変動に合わせて新しい事項が記述された主要な資料を収集する。
 - ウ 人権、障がい者、女性、高齢者、社会保障、労働、社会福祉に関する資料は、歴史的事実や医学的な正確さ、社会情勢の変動に合わせて新しい事項が記述された主要な資料を積極的に収集する。
 - エ 政治に関する資料は、特定の党派・政治家、著者に偏らないように配慮して収集する。世界各国の政治及び行政に関する資料は幅広く収集する。
 - オ 経済学、経済思想、経営学及び経営管理に関する資料は、主要な理論、歴史に関するものを幅広く収集する。
 - カ 各国の経済事情に関する資料は、信頼性が高く、わかりやすいものを収集する。
 - キ ビジネス書、実用書は、最新のものを厳選して収集する。
 - ク 法律、税制などに関する資料は、基本的な文献と最新のものを収集する。
 - ケ 統計資料は継続的に収集する。
 - コ 教育学は、基本的文献と最新の資料を収集する。
 - サ 投資や蓄財に関する資料のうち、専ら投資欲や投機等を煽るものは収集しない。
- (5) 4類（自然科学：数学、理学、医学）
- ア 科学の進歩に対応した資料を収集する。
 - イ 図鑑は、図版が鮮明かつ正確なもので、図版と解説が照応し、見やすいものを収集する。
 - ウ 医学の実証的研究に基づかない健康法、民間療法などに関する資料は、信頼性に留意して収集する。また、特定の食品を勧める治療法などの資料は収集しない。
 - エ 高度な専門書は収集しない。
- (6) 5類（技術：工学、工業、家政学）
- ア 技術工学書は、著者の信頼性、過去の業績などをもとに新しい理論、動向、技術を踏まえたものを収集する。
 - イ エネルギー、公害、環境問題、リサイクルなどの分野については、実用書も含めて幅広く収集する。
 - ウ 建築学については、写真、図版が鮮明なものを、実用書からある程度専門的なものまで収集する。
 - エ 洋裁、編み物、料理、育児などは、実用的な資料を厳選して収集する。
- (7) 6類（産業：農林水産業、商業、運輸、通信）
- ア 農業については、食糧問題、農村問題などに重点を置き収集する。
 - イ 園芸については、実用書からある程度専門的なものまで幅広く収集する。
 - ウ 商業及びマーケティングについては、実用書を中心に収集する。
 - エ 運輸、交通、通信事業については、最新のものを収集する。
 - オ 経営、起業、就業支援等に関する資料は幅広く収集する。
 - カ 電話帳は、関東地方に限定して収集する。
- (8) 7類（芸術：美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽）
- ア 美術全集は、幅広く定評のある作品を作家別、時代別、作品形態別などに網羅しているものを収集する。
 - イ 彫刻、絵画、版画、書道、写真については、基礎的な技法書、解説、研究書及び歴史的に評価を受けた著名な作家の作品集を収集する。
 - ウ 音楽については、理論、歴史、各技法、解説及び著名な音楽家の伝記を収集する。
 - エ 演劇、芸能、映画については、基本的な資料を厳選して収集する。

オ 芸術家・スポーツ選手等が主題となる資料については、その従事する芸術やスポーツの技術解説的な資料について選択的に収集する。技術解説以外の資料については厳選して収集する。また、芸術家・スポーツ選手等が対象となる、当該個人の写真の鑑賞のみを目的とした資料は収集しない。

カ 各スポーツの案内、技術解説書は、一般的に関心が高い種目を中心に収集する。

キ 茶道、華道などについては、主要な流派のものを厳選して収集する。

ク 諸芸、娯楽などの実用書は、一般的に関心が高いものについて収集する。なお、ゲームソフト等の攻略本は収集しない。

(9) 8類 (言語)

ア 日本語について書かれている資料は、話し方、手紙の書き方などの実用書を含め、専門的なものまで幅広く収集する。

イ 外国語について書かれている資料は、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、中国語、朝鮮語等に関する各種辞典の他、語学の習得に資する資料を中心に収集する。その他の言語は厳選して収集する。

(10) 9類 (文学)

ア 文学理論、文学史、作家研究、作品研究などは、ある程度専門的なものまで収集する。

イ 日本の古典作品は、作家、原典などの違いに考慮し、注釈書、対訳書も含め収集する。

ウ 文学全集は類似のものも多いので、収録作品等の特色に留意して収集する。

エ 詩歌については、各時代の代表的なものを作品、評論とも収集する。

オ 現代の俳句、短歌、詩については、一般的な文芸時評等の評価などを基本に収集する。

カ 現代小説、エッセイなどは、利用者の関心・話題性を考慮して幅広く収集する。

キ 外国文学は、利用者の関心、話題性、文学史的視点も考慮して収集する。

(11) ヤングアダルト図書

ア 収集にあたっては、その主題、表現方法、装丁、活字の大きさ等が利用対象者に適していることに留意する他は、一般用図書資料に準じて収集する。

イ 一般向けに出版されたものであっても、資料として類書がなく、ヤングアダルト世代の利用が見込まれるものは収集する。

ウ みたか子ども読書プランの目標の達成に資する資料を収集する。

(12) 児童書研究資料

ア 児童等の保護者、児童等のためのボランティア、教師等が利用する資料は幅広く収集する。

イ 作家、作品研究に関する資料は積極的に収集する。

ウ 児童書についての研究資料、児童の読書活動及び図書館等の児童サービスについての資料や参考書は積極的に収集する。

エ みたか子ども読書プランの目標の達成に資する資料を収集する。

6 児童用図書資料

0歳からおおむね13歳未満の利用者（以下「児童等」という。）を対象とした資料である。内容、表現、外観、形態などが児童等に適しているものを収集する。外国語資料については原則として、日本語で出版されているものを中心に、可能な限り多くの言語のものを収集する。

(1) 児童文学

日本文学、外国文学ともに、自主的な読書を楽しむ児童等に適した資料を、古典から現代文学まで幅広く収集する。

(2) ノンフィクション (0～8分類)

ア 児童等の興味や関心に応えられる資料を、記述内容の正確さ、数値情報の新しさ、出典の明示などを考慮しつつ、幅広く収集する。

イ 一般用図書資料として出版されたものであっても、資料として類書がなく、児童等の利用が見込まれるものは収集する。

(3) 絵本

絵を中心とした絵本は、子どもが初めて出会う本であるので、文と絵が一体化しているもの

を、創作絵本、昔話絵本から科学絵本まで幅広く収集する。

(4) 紙芝居

紙芝居は、集団への読み聞かせに向く特性を活かし、画面の引き抜き効果等を考慮しながら、生活・しつけを含む様々なジャンルから幅広く収集する。

7 外国語図書

日本の文化や伝統を紹介する資料や、外国語に翻訳されている日本の作家の資料を中心に収集する。分類別の収集基準は原則として前記各分類別基準に準ずる。

8 逐次刊行物

(1) 新聞

ア 全国紙を中心に収集する。

イ 日本語の新聞だけでなく英語を中心に他の言語の新聞も収集する。

ウ 政党新聞は、国会に議席を持ち、法に規定する政党要件を満たす政党が発行しているものを、特定の政党に偏らないように配慮して収集する。

エ 業界紙は厳選して収集する。

(2) 雑誌

ア 社会の動向や地域性、児童等及び中学生、高校生世代を含めた各年齢層の利用者の要望を考慮しつつ、市民の学習意欲の向上に資する各分野の雑誌を厳選して収集する。

イ 他の言語の雑誌は厳選して収集する。

9 地域（みたか市民文庫を含む。）・行政資料

(1) 三鷹市に関する地域資料と各年度の行政資料を幅広く収集する。

(2) みたか市民文庫は、原則として三鷹市在住・在勤・在学の著述業を生業としない著者（物故者を含む。）の資料を寄贈により収集する。

(3) 冊子（パンフレット・リーフレット等）については、国、東京都、三鷹市に関連する資料で発行者が公的機関であるものを対象に厳選し収集する。

(4) 電子出版や配信型の電子資料については、社会の動向等を考慮し、導入を別途検討する。

10 視聴覚資料

(1) CD

ア 落語及び朗読については、代表的なものを中心に収集する。

イ クラシック音楽については、バロックから現代音楽まで主要なものを厳選して収集する。また、民族音楽や民謡も収集する。

ウ ポピュラー音楽については、各分野にわたりスタンダードなものを中心に厳選して収集する。

エ シングルCDは収集しない。

(2) カセットテープ

新たな収集は行わない。

(3) その他

映像資料を含むその他の視聴覚資料は、社会の動向等を考慮し、導入を別途検討する。

11 障がい者用資料

墨字での図書利用が困難な方へ提供する録音図書資料等（テープ、DAISY図書資料及び点字図書資料）である。市立図書館障がい者サービス登録者の利用が見込める資料を、DAISY図書資料を中心に収集する。

12 その他

(1) 市民からの図書資料の寄贈については、評価の定まった著作者の初版本や歴史的に貴重なも

の、三鷹市民が著作者の著作物を受け入れる。また、その他の資料の寄贈については、貸出状況等を踏まえたうえで、選書会において受け入れを検討する。

(2) 移動図書館の資料は、子育て中の保護者や高齢者の要望を考慮して収集する。

(3) 団体室の資料は、学校や保育園等の団体登録利用者を考慮して収集する。

(4) 地域文庫の資料は、市立図書館が所蔵する資料の範囲で、三鷹市文庫連絡会の要望を考慮して収集する。